



神栖市公告

令和 7 年度国土調査による地図及び簿冊の作成公告

知手中央地域内の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

記

1. 地図及び簿冊の名称

神栖市知手中央五丁目地区

2. 閲覧期間

令和 8 年 1 月 30 日から

20 日間

令和 8 年 2 月 18 日まで

3. 閲覧場所

神栖市役所分庁舎 1 階 地籍調査課内

4. 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。

5. 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

6. 閲覧は、期間中毎日午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで行うこととする。

令和 8 年 1 月 29 日

神栖市長 木 内 敏

